■研究ノート

イギリスにおける生活賃金の現状と日本への示唆

岸 道雄*

【要旨】日本は国際的にみて最低賃金の水準が低い。賃金の低さによる貧困のコストは社会全体で負担する構図となっている。イギリスをみると、近年生活賃金への取り組みが展開されている。算出方法の差異、主観的判断の適用等の課題はあるものの、社会的に受け入れ可能な生活を送ることができる最低水準の賃金を目指す取り組みは、今後日本にとっても参考にすべき点がある。

キーワード:最低賃金,ロンドン生活賃金,UK生活賃金、全国生活賃金

I. はじめに

日本において平成26年平均で年収200万円以下の低所得者が、全給与所得者の24.0%、約1,139万人存在している¹⁾。低所得の主な要因として、日本の最低賃金が国際的にみても低水準であることが挙げられる。OECD(2015)によると、2013年税・社会保険料控除後米ドル購買力平価換算値で日本は5.52ドル、OECD加盟国中13位、G7諸国の中で法定最低賃金がないイタリアを除き最下位である²⁾。非正規雇用者にとって勤労収入が少ないことが、生活の困窮につながり、さらに厚生年金に加入できない場合、やむを得ず国民年金に加入せざるを得ないが、年金保険料が負担となり未納者も少なくない。こうした状況は、稼働層の低所得者に対して、現役時に生活保護費や各種手当・給付金を支給し、老後も現役時における年金保険料未納と貯蓄不足により生活保護費支給という形で、一生涯にわたり低賃金のために自立した生活ができない人々のコストを国民の税金で負担することにつながっている³⁾。すなわち、企業の人件費抑制による社会的コストを我々国民全員で負担する構図である。

企業の社会的責任という観点からも、人を雇用する以上、最低限の文化的な生活を送ることが できる賃金をあまねく支払うべきであるといった考えも存在する。これが生活費をまかなうことができ る賃金、すなわち、「生活賃金」の基本的な考え方である。日本の現行の最低賃金法においても、 最低賃金の決定において生計費を考慮するといった文言が盛り込まれているが、合わせて事業者 の支払い能力も考慮することとしており⁴、様々な世帯の生計費(生活費)が最低賃金の決定に直 接反映されているわけではない。

翻って、ヨーロッパの先進国の一つであるイギリスに目を転じると、低所得者に対する賃金の底上 げという観点から大変興味深い取り組みが近年展開されている。イギリスは、ブレア労働党政権時 の 1999 年に最低賃金法が施行され、法律に基づく全国レベルの最低賃金が設定されており、毎 年改定されている。全国最低賃金とは別に、2001 年から首都ロンドンの物価、生活費がイギリスの 他地域よりも高いことを踏まえ、非営利団体を中心に「ロンドン生活賃金(London Living Wage)」キ

^{*} 立命館大学政策科学部・教授

ャンペーンが行われ、2005年より大ロンドン庁(Greater London Authority)のGLA Economicsにより、ロンドンでの生活費をまかなうために必要な「ロンドン生活賃金」が算出され、公表されている⁵⁾。 一方、ロンドン以外の生活賃金についても、「UK生活賃金(UK Living Wage)」としてラフバラ大学 の社会政策研究センター(Centre for Research in Social Policy at Loughborough University)によって、2011年分から公表されている⁶⁾。さらに、2015年7月の予算発表において、2016年4月から 「全国生活賃金(National Living Wage)」が導入されることが、イギリス政府により明らかにされた。

本稿は、こうしたイギリスにおける生活賃金の動向について、主として算出方法に着目して整理 を行い、今後の日本の最低賃金制度のあり方について示唆を得ることを目的とする。本稿の構成 は次の通りである。まず、イギリスの全国最低賃金制度についてその目的と仕組みについて確認す る。次にロンドン生活賃金の発展とその算出方法について確認した上で、ラフバラ大学によるロンド ンを除く UK 生活賃金の算出方法とロンドン生活賃金との差異について分析する。さらに、2016 年 4 月導入予定の全国生活賃金の算出方法とその経済的影響について把握し、最後に日本への示 唆を考察する。

Ⅱ. イギリスの全国最低賃金制度

1997年にそれまでの保守党に代わって、労働党が政権に就くとイギリス国民の低賃金対策に取 り組み、1998年にイギリス史上初めて全国最低賃金法(National Minimum Wage Act)を制定し、毎 年、低賃金委員会(Low Pay Commission)が最低賃金額を政府に勧告することになった。すなわち、 事実上、政府とは独立した低賃金委員会が最低賃金の金額を決める仕組みを設定した⁷⁾。全国最 低賃金法の目的について、小宮(2007)は、「必ずしも、明確とはいえない」とした上で、労働党のマ ニフェストと政府資料に基づき、「①社会保障給付に頼らない労働者の就労を促進すること、②有 害な経済的効果を伴わせずに最下層就労世帯の賃金所得を向上されること、および③使用者の まともな賃金負担の回避を規制して国家の税収改善と社会保障給付削減を達成することの三つに あったということができると思われる」としている⁸⁾。現在の低賃金委員会の委員長であるデイビッド・ ノーグローヴ氏(David Norgrove)によると、小宮(2007)の指摘と同様に、最低賃金法には正式な 目的は示されていないものの、最低賃金法は労働者の賃金の引き上げと搾取を防止することを意 図しており、一方で、その水準は「必要性(need)」ではなく、「(企業が)費用を負担できること (affordability)」によるとしている。すなわち、最低賃金法の目指すところは、雇用への大きな負の 影響を与えることなしに、可能な限り多くの低収入の労働者の助けることとしている⁹⁾。

最低賃金法が施行された 1999 年以降毎年、全国最低賃金として、成人レート(22 歳以上の労 働者へ適用される時間当たり賃金。2015 年 10 月からの現行の金額は 6.7 ポンド)、若年者発展レ ート(18-20 歳の若年労働者に適用される時間当たり賃金。同 5.3 ポンド)を、さらに 2004 年 10 月 以降は 16-17 歳レート(同 3.87 ポンド)を、そして 2010 年 10 月からは見習いレート(16-18 歳の見 習い労働者および 19 歳以上で最初の 1 年の見習い期間に適用される時間当たり賃金。同 3.30 ポンド)を公表するようになった¹⁰⁾。1999 年 4 月に設定された最初の成人レートは 3.6 ポンド、120 万人の労働者が対象となり、平均 10%の賃上げとなった¹¹⁾。しかしながら、最低賃金は、経済と労 働市場に悪影響を与えることのないように決定されるため、最低賃金が低所得者層の貧困を大きく 改善するために必ずしも十分な高さに設定されてきたとは言い難い¹²⁾。毎年の最低賃金の改定に おいては、経済全体、雇用、賃金、企業の競争力など様々な観点から調査分析が行われ、各最低 賃金の増加額について慎重な判断がなされている¹³⁾。

Ⅲ. 生活賃金(Living Wage)

生活賃金について、定まった定義はないが、たとえば、「賃金を受け取る人々と彼らを頼る家族 が活力にあふれ、充実した人生を送ることができる賃金」「労働により生活必需品を家族に提供で きるのに十分な賃金」¹⁴⁾あるいは「賃金の稼得者とその家族にとって、慢性的なストレスを回避でき、 適切な水準の暖かさと住居と健康的かつ味の良い食事および社会的統合を達成する賃金」といっ た定義がある¹⁵⁾。いずれにしても、純粋に勤労者の立場から、彼らの労働の対価として得る賃金が 本人とその家族が生活可能な賃金で、しかもただ単に生きながらえるということではなく、人間として の尊厳を維持しつつ、人間らしい最低限の生活を送ることができる賃金といった含意があることを理 解することができる。

Ⅲ.1 ロンドン生活賃金(London Living Wage)

2001 年、宗教グループや住民組織等幅広い構成員からなる地域非営利組織である London Citizen のメンバーによって、東ロンドンにおいてロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンが開始さ れた。London Citizen は、低賃金がコミュニティ全体にコストを与え、労働者の健康、教育上の達 成や家族生活、市民生活へ悪影響を及ぼしているとし、ロンドンにおける生活賃金を求めるキャン ペーンを行なったとされる¹⁶⁾。特に子供を持つ親たちが生活費をまかなうために最低賃金の仕事を 2 つ、3 つかけもちをしなければならず、そうしたことのために、子供たちと共に過ごす時間や地域活 動に関わる時間を持つことができないという状況に陥っていたことがロンドンにおける生活賃金キャ ンペーンのきっかけだったという¹⁷⁾。

岸 (2013) においても示したように、Wills and Linneker (2012) によると、こうしたコミュニティ組織に よるロンドン生活賃金キャンペーンは、アメリカの生活賃金条例への取り組みから得たいくつかの教 訓を生かす形で次の 4 点において独自の展開が行われたとのことである ¹⁸⁾。第 1 に、London Citizens はロンドン市長(2004 年からケン・リヴィングストン、2008 年以降ボリス・ジョンソン)へ政治 的影響力を行使し、大ロンドン庁(Greater London Authority)の GLA Economics の人々がロンド ン・リビング・ウェイジの金額を決め、ロンドン市長が継続的に公表し、支持を表明することを求めた ことである。これにより、ロンドン生活賃金に彼らのキャンペーンから独立した存在といった価値を与 えている。第2に、ロンドン生活賃金キャンペーンは、公契約だけに焦点を絞っているのではなく、ロ ンドン市全体における新たな賃金の基準を設けることを意図したものであった。ロンドン生活賃金は、 アメリカの生活賃金条例や上記の全国最低賃金法と異なり、条例や規定という形をとることにより、 その対象となる雇用者に強制的にその賃金水準の採用を義務付けるものとはなっていない。あくま でも民間事業者の自発的な採用という形をとっている。第3に、アメリカでの取り組みと異なり、 London Citizensは、ロンドン以外の地域に生活賃金を広めることにおいて、設定する時間当たり賃 金額、算出方法、申請手続きに関して、ロンドン生活賃金と大きく異ならないよう努めている点であ る。2011 年 5 月に London Citizens は、Living Wage Foundation を設立し、この組織がロンドンお よびロンドン以外の生活賃金を設定するための主導的役割を担っている(ロンドン以外の UK 生活 賃金については後述)。第4に、Living Wage Foundation は、その生活賃金キャンペーンに雇用者

やその他団体を関わらせるよう行動していることである。Living Wage Foundation は、シンク・タンク の Resolution Foundation, Queen Mary University of London、KPMG を含む 6 つの主要な協賛 団体 (Principal Partners)と連携している。これは、幅広い連携によってキャンペーンのインパクトを より効果的なものにすることを Living Wage Foundation が念頭に置いているものと考えられる。 Living Wage Foundation は、現在、ロンドン・リビング・ウェイジを採用している企業、団体、組織を 「認証 (Accreditation)」し、生活賃金マーク(Living Wage Mark)をそうした企業等に付与しており、 2015 年時点でロンドンにおける 700 もの企業が Living Wage Foundation により、「生活賃金雇用者」 として認証を受けているとのことである¹⁹⁾。

Ⅲ.2 ロンドン生活賃金の算出方法

岸(2013)でも示したように、ロンドン生活賃金の算出方法については、GLA Economics が初めて ロンドン生活賃金を公表した 2005 年から大きな変更点はなく、次のようになっている²⁰⁾。基本的な 生活費を満たすのに必要とされる時間当たり賃金(基本生活費アプローチ(Basic Living Costs Approach)による賃金)とロンドンの各世帯の中位所得の 60%の所得から算出される時間当たり賃 金(所得分布アプローチ(Income Distribution Approach)による賃金)の2つの異なるアプローチに より算出された金額を加重平均して一つの金額を算出する。これを貧困閾値賃金(Poverty Threshold Wage)と呼んでいる。そして不測の経済的なリスクに備えるために、この金額に 15%上 乗せした金額(貧困閾値賃金の1.15倍)を最終的にロンドン生活賃金としている。2015 年 11 月に 公表された直近のロンドン生活賃金は、時間当たり9.40 ポンドで、2015 年全国最低賃金の成人レ ート 6.70 ポンドと比べて 2.70 ポンド、40.3%高い水準である²¹⁾。

(1) 基本生活費アプローチ(Basic Living Costs Approach)

基本生活費アプローチは、かつてヨーク大学にあった FBU (Family Budget Unit)によって開発されたもので、「典型的な家族にとって低コストだが、受け入れ可能な (low cost but acceptable (LCA)) 生活水準」を満たすために必要な支出額を算出するというものである²²⁾。

GLA Economics は、基本生活費の推計において、①2人の成人と2人の子供(10歳と4歳)、 ②1人の成人と2人の子供(10歳と4歳)、③成人2人で子供なし、④成人1人で子供なしの4つ の世帯タイプに分けている。それぞれの世帯タイプについて、勤労所得を得ている成人が2人とも フルタイムで働いている、1人フルタイムで1人はパートタイム、2人ともパートタイム、成人が1人の 場合、フルタイム、パートタイムという区分けをし、11の世帯タイプに基づいて生活費の算出を行っ ている。生活費は、住居費、カウンシル・タックス(住居の広さに応じて支払う地方税)、交通費、子 供の養育費、そしてその他の生活費の5つに区分している。子供がいるかいないかによって、世帯 を大きく2分し、それぞれについて上で述べたフルタイム、パートタイムの所得者区分に応じてこうし た5つの生活費を算出する。このようにして算出された生活費をまかなうために必要な賃金を各種 手当・給付を考慮して算出し、最終的に世帯成人数で加重平均して基本生活費に必要な一つの 賃金額を計算している。2015年の場合、7.80ポンドとなっている(表 1)²³⁾。

表1 基本生活費アプローチによる時間当たり賃金

子供のいる世帯

```
(単位:ポンド)
```

		夫婦と	一人親と子供2人			
所得者	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	pt
人数	236,600	236,900	16,700	255,000	35,800	43,200
賃金水準(給付込み)	6.95	6.95	9.05	6.95	8.00	10.80

子供のいない世帯

(単位:ポンド)

		夫婦と	独身	加重平均		
所得者	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	
人数	382,900	88,700	10,300	213,800	627,000	2,146,700
賃金水準(給付込み)	6.95	7.65	11.80	8.85	8.55	7.80

(注)ft:フルタイム、pt: パートタイム

(出所)GLA Economics(2015)のTable 2.4a,2.4bに基づき筆者作成

(2) 所得分布アプローチ(Income Distribution Approach)

イギリスの労働年金省 (Department of Work and Pensions (DWP) は世帯の可処分所得につい てのデータを公表しており、GLA Economics はこのデータを用いて、上記の基本生活費アプローチ とは異なる生活賃金額を計算している。DWP が公表している住居費 (家賃、水道代等)を差し引い た可処分所得は、給与、住居およびカウンシル・タックス給付を含むすべての社会保障給付、年金、 教育交付金、現物給付の現金価値等からなり、ここから所得税 (国民保険料(医療)、年金保険料 を含む) や世帯外の人に対する支援支出等を差し引いたものとなっている。政府の相対的貧困の 閾値は所得中位値の 60%であることから、GLA Economics は、こうしたデータに基づき、基本生活 費アプローチと同様に、11 世帯について、この所得中位値の 60%を達成可能とする時間当たり賃 金を各種手当・給付を考慮して加重平均し、算出しており、2015 年は8.60 ポンドとなっている(表 2)

(3) 不測の事態を考慮に入れた最終的ロンドン生活賃金額

上の 2 つのアプローチから算出されたそれぞれの時間当たり賃金の平均値は 8.20 ポンドで、 GLA Economics はこの賃金額を貧困閾値賃金 (Poverty Threshold Wage)と呼んでおり、少なくとも 貧困閾値あるいは貧困閾値を超える水準となることを意味している²⁵⁾。

GLA Economics はこの貧困閾値賃金自体は生活賃金ではなく、あくまでも貧困かそうでないかの境となる賃金であるとしている。生活賃金であるためには、不測の事態に備え貧困状態に陥ることを避けるための余裕が必要である考え、この貧困閾値賃金に 15%分加えた時間当たり賃金をロンドン生活賃金としており、2015年のロンドン生活賃金額は、9.40 ポンドである²⁶⁾。

表2 所得分布アプローチによる時間当たり賃金

子供のいる世帯 (単位:ポンド、週当たり) 夫婦と子供2人 一人親と子供2人 所得者 2ft 1ft 1pt 2pt 1ft pt ft 全ての社会保障給付を含む 収入中位値の60% 7.65 8.10 11.70 6.95 10.35 15.30 子供のいない世帯 (単位:ポンド) 加重平均 夫婦で子供無し 独身 所得者 2ft 1ft 1pt 2pt 1ft ft 全ての社会保障給付を含む 収入中位値の60% 6.95 9.40 15.00 15.50 7.65 8.60

(出所)GLA Economics(2015)のTable 3.2a,3.2bに基づき筆者作成

Ⅲ.3 UK 生活賃金

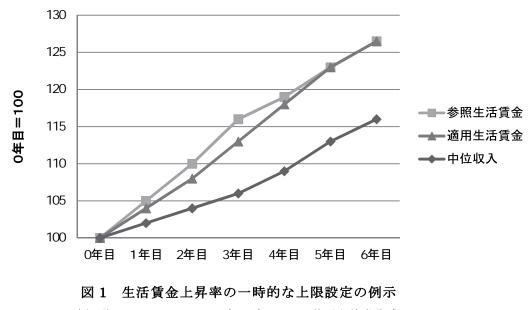
Living Wage Foundation は、2011 年から毎年ロンドン以外の全国平均の生活賃金も公表している。これは「UK生活賃金」と呼ばれており、2015年に改定された現行の金額は、8.25 ポンドとなっている²⁷⁾。UK 生活賃金は、ラフバラ大学の社会政策研究センター(Centre for Research in Social Policy at Loughborough University)によって算出され、Living Wage Foundation により設定されるという仕組みとなっている²⁸⁾。ロンドン生活賃金と同様に、企業が自発的に採用するかどうか判断し、全国最低賃金のように法律に基づく強制的なものではない。また、ロンドン生活賃金と同様に、UK 生活賃金を採用する企業については Living Wage Foundation が認証する仕組みを設定している。

ただし、UK生活賃金とロンドン生活賃金は算出方法が異なる²⁹⁾。UK生活賃金は、ラフバラ大学の社会政策研究センターによる MIS (Minimum Income Standard)という手法を用いて算出されている。MIS は、特定のグループを対象として、社会的に受け入れ可能な生活水準を達成するために必要な物品を購入する予算(収入)を算出するものである。専門家のアドバイスを取り入れつつも、一般的な人々による購入決定が必要最低限の収入の算出の基礎となる方式である³⁰⁾。

具体的なMISによる生活賃金の算出方法は次の通りである³¹⁾。まず、世帯を、単身者、子供なしの夫婦、子供が1人から4人の夫婦(4世帯)、子供が1人から3人の一人親(3世帯)の9つのタイプに分け、社会的に受け入れ可能な最低限の生活水準に達するために購入する必要がある財とサービスを特定する。個々の物品の価格については、全国価格で全国チェーン展開している店を対象とする。この時点においては、家賃、カウンセル・タックス、養育費は除外されている。次に、上記の家賃、カウンセル・タックス、養育費について、それぞれの世帯タイプごとに計算する。生活に必要な物品と家賃、カウンセル・タックス、養育費を足し合わせ、それぞれの世帯タイプごとにこうした生活費をまかなうことが可能な賃金を算出する。この場合、各世帯の成人はフルタイムで働くことと各種手当・給付は受給することを想定している。最後に、9つの世帯タイプごとの賃金を加重平均

し、単一の生活賃金を算出する。

UK生活賃金の算出において、ロンドン生活賃金と異なる重要なことは、年間上昇率は平均収入 もしくは中位収入の増加率の高い方を超えて最大 2%までに制限されている、すなわち、上昇率の 上限が設定されていることである³²⁾。この理由は、最低生活水準を支える賃金の方が一般的な賃 金よりも早く上昇した場合、雇用者に対してすぐに生活賃金のフルコストを支払うよう求めることは非 現実的であるためとしている³³⁾。ただし、たとえこうした上昇率の上限値が適用された場合でも、次 年度以降のベースラインは毎年新たに算出された生活賃金(参照生活賃金:上記の方法で算出さ れた生活賃金)が用いられるため、参照生活賃金が中位賃金とほぼ同じもしくは下回るペースで上 昇した場合、実際の適用生活賃金が本来の参照生活賃金の水準に追いつくことが可能となりうると している³⁴⁾。たとえば、図1は、最初の3年間において、中位収入は年平均2%で増加している一 方で、参照生活賃金は年平均5%で上昇している。この場合、適用生活賃金は、中位収入の増加 率プラス2%ととなり、4%の上昇に制限されている。しかし、3-5年目の期間においては、中位収 入、参照生活賃金双方とも、年3%の上昇が想定されており、この場合、適用生活賃金が参照生 活賃金に追いつくことができることを示している。これは、適用生活賃金が本来あるべき水準、すな わち参照生活賃金の水準に到達するまで、適用生活賃金の年間上昇率を最大5%に設定するこ とが可能であるためである。図1においては5年目にこれが達成されている³⁵⁾。



(出所) Hirsch and Moore (2011) FIG2 に基づき筆者作成

Ⅲ.4 全国生活賃金(National Living Wage)

2015年7月の予算発表の際に、イギリス政府は全国生活賃金(National Living Wage)の導入の 方針を明らかにした³⁶⁾。全国生活賃金は、2016年4月から導入予定で、25歳以上の成人を対象 とし、当初、現在の全国最低賃金の成人レートに50ペンス上乗せした7.20ポンドにすることとして いる。そして2020年までに、中位収入の60%に到達するよう上昇させていく予定とのことである³⁷⁾。 なお、24歳以下の人々に対しては、引き続き現在の全国最低賃金の各レートが適用される予定と なっている。全国生活賃金という名称ではあるが、上で述べたロンドン生活賃金やUK生活賃金の ように、世帯ごとの生活費に基づいて賃金が算出されることになっていない点に留意が必要である。 こうした点について、Living Wage Foundation は、生活賃金ではなく、単なるより高い最低賃金だと し、ロンドンの生活費の高さを考慮していないことや25歳以上の成人に限定し、24歳未満の人々を 対象外としていることを批判している³⁸⁾。

この新たな全国生活賃金導入の経済的インパクトについては、予算責任局(Office for Budget Responsibility)が、2020年までに6万人の雇用が失われる一方で、110万人の雇用が新たに創出 されるとの推計を公表している³⁹⁾。

Ⅳ. 考察と日本への示唆

図 2 に示されているように、これまでの全国最低賃金、UK 生活賃金、ロンドン生活賃 金の間に相当程度の差異があることが理解されるとともに、最低賃金は生活可能な賃金と 同義ではないことを再確認することができる。

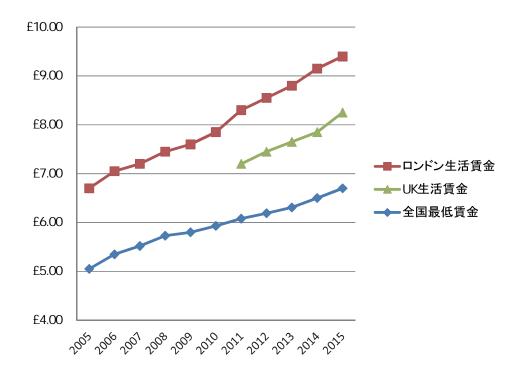


図2 全国最低賃金と生活賃金

これまで主として算出方法に着目しつつ、イギリスにおける生活賃金への取り組みについて整理してきた。これらを踏まえ次の点を指摘することができる。

まず、生活賃金は「社会的に受け入れることができる最低限の生活費をまかなう賃金」 という考えに対して、その算出方法は決して単純ではなく、また唯一の算出方法が確立さ れているわけではない。さらにその算出において主観的な判断に基づく部分が少なくない。 たとえば、ロンドン生活賃金の算出において、基本生活費アプローチだけでなく、所得分

⁽出所)GLA Economics (2015)、Living Wage Foundation ホームページに基づき筆者作成

布アプローチによっても賃金額を算出し、基本生活費アプローチと合わせて平均している。 厳密に言えば、所得分布アプローチによる賃金額は生活費と直接の関係はない。この点に ついては、政府による全国生活賃金についても同様である。また、ロンドン生活賃金は不 測の事態に備えて、上の2つのアプローチによって算出された貧困閾値賃金に15%分を上 乗せした金額を最終的なロンドン生活賃金としている。現実的な対応という観点から、こ のこと自体はそれなりの合理性のある設定と考えることが可能である一方で、たとえば 10%や20%ではなく、なぜ15%なのかといった根拠は明確ではない。

UK 生活賃金については、中位もしくは平均収入の上昇率からの乖離が最大 2%までの ところで上昇率の上限が設定されており、これも実際の「生活可能な賃金」とは関係なく、 企業の支払い負担から見た判断である。2%という数値の設定根拠も明確ではない。ただ、 こうした仕組みをあえて取り入れていることは、企業の生活賃金に対する信頼性を維持す るという観点からすると一定の合理性を持つものと考えることもできる。

こうした課題があることを前提にしつつも、日本への示唆としては次のことが指摘しう るだろう。まず、そもそも「社会的に受け入れ可能な最低限の生活を送るための賃金」と はどのような生活を想定するのかといったことから議論が必要である。すなわち、生活保 護基準について何ら疑問を持つことなく、ただ単に受け入れるということではなく、「最低 生活費」の水準はいかにあるべきかという議論である。また、上で見たように、根拠を明 確に示すことは難しいものの、不測の事態に備えることや生活賃金の大幅な上昇に関する 企業側の視点を踏まえた設定のあり方など、現実に即した仕組みの設定の視点の是非につ いても検討されてよいだろう。そして社会的に受け入れ可能な最低限の生活を送るための 賃金額と現行の最低賃金額との乖離とその要因を明確に国民に示すことが重要である。

賃金が低いがために自らのあるいは世帯の収入によって、家族の生活費をまかなうこと ができない人々は日本においても数多く存在する。生活保護は税金が原資であり、低賃金 のため、家族を含めた世帯として生活できないといった費用は社会全体の負担に転嫁され る構図となっていることは上で述べた通りである。イギリスにおいては、政府による全国 生活賃金の導入に至るまでの流れとして、Living Wage Foundation 等による生活賃金拡 大キャンペーンが行われ、自発的に生活賃金を受け入れる企業を段階的に増やしてきたと いう社会的土台がある。そうした土台と経験を踏まえた上で、これまでの全国一律適用で ある全国最低賃金を全国生活賃金とし、より高い水準を目指す方向に展開していると理解 することができる。そしてこの3つの生活賃金の取り組みは算出方法、適用の一律性とい った違いはあるものの、低所得に関わるコストを社会全体で負担することから、労働者を 雇う個々の企業の雇用責任をより強める方向での取り組みであることは明確である。自主 的かつ段階的な取り組みから土台を築き、一律適用といった流れに至る過程とそこに関わ った各アクターの行動は、今後の日本における生活賃金を目指す取り組みを行う上で非常 に参考となりうるものと考えられる。

なお、イギリスの最低賃金および生活賃金の引き上げや導入に関しての企業、労働者、 経済全体への影響分析については複数の研究が既に存在しており、その内容と含意を精査 することは今後の日本の最低賃金・生活賃金政策を検討する上で極めて重要であるものの、 これについては機会を改めて示すこととする。 [注]

- 1) 国税庁「平成26年分民間給与実態統計調查」2015年
- 2) OECD (2015) "Minimum wages after the crisis: Making them pay", p.3.
- 3) 総合研究開発機構(2008)「就職氷河期世代のきわどさ—高まる雇用リスクにどう対応すべき か」は、非正規雇用者の年金未納により老後の生活保護受給者が約77万人増加すると見込 まれ、20兆円程度の財政支出増が必要と試算している。
- 4) 2007年に改正された最低賃金法(2008年施行)の第9条2項は、「地域別最低賃金は、地域 における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められな ければならない」としている。
- 5) GLA Economics publications <http://www.london.gov.uk/what-we-do/research-and-analysis/gla-economics-publications>
- Loughborough University, Centre for Research in Social Policy "Living Wage" <http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/thelivingwage/>
- 7) 全国規模の最低賃金はイギリス史上初めてであったものの、イギリスにおける最低賃金への取り組みには長い歴史がある。1909 年産業委員会法 (Trade Boards Act 1909)は一部の労働者を対象とした最低賃金を決めるための公労使三者によって構成される産業員会を設置した。 1998 年全国最低賃金法制定至るまでの歴史的変遷とその過程については、小宮(2007)が詳しい。
- 8) 小宫(2007)pp.823-824.
- 9) Norgrove, David (2015) "Low pay, productivity and the National Living Wage", Presentation material, 15 September, 2015, p.3.
 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465113/low_pay_productivity_and_the_NLW.pdf>
- 10) Low Pay Commission (2015) "National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2015"<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413415/ The_National_Minimum_Wage_Low_Pay_Commission_Report_2015.pdf> および、GOV.UK Homepage "National Minimum Wage rates"

<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>

- 11) Wills and Linneker (2012) P.4.
- 12) 同上
- Low Pay Commission (2015)による。Low Pay Commission はデータ分析のみでなく、複数の 事業所や機関、組織を訪問し、面談を行って意見交換を行うことにより、情報収集を行ってい る。
- 14) Hirsch and Moore (2011) p.1.
- 15) かつてヨーク大学に存在した Family Budget Unit による(GLA Economics(2015)p.61)。
- 16) Queen Mary University London Homepage "A short history of the living wage in the UK"<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>
- 17) Living Wage Foundation Homepage "History" http://www.livingwage.org.uk/history
- 18) 以下の4点についての記述はすべて Wills and Linneker(2012) pp.4-5 に依拠している。
- 19) Living Wage Foundation Homepage. Living Wage Foundation Homepage O [Our Work] CL

ると、Living Wage Foundation は次の3つのことを行うとしている。①認証(Accreditation):生活賃金を採用している雇用者、あるいは今後、生活賃金を採用する予定をしている雇用者を認証し、生活賃金マークを付与する。②情報提供(Intelligence):生活賃金を実施しようとしている雇用者に助言とサポートを提供する。③影響を与える(Influence):生活賃金を公に推進するために、主要な雇用者向けに公開討論会を開催する。また、毎年11月に"Living Wage Week"をコーディネートする。

- 20) GLA Economics (2015) pp.6-7.
- 21) 同上、p.24.
- 22) GLA Economics (2005) p.6.
- 23) GLA Economics (2015) pp.9-15.
- 24) 同上、pp.16-19.
- 25) 同上、p.20.
- 26) 同上
- 27) Living Wage Foundation Homepage "The Calculation" <http://www.livingwage.org.uk/calculation>
- 28) 同上
- 29) 2001 年以前においては、ロンドン以外に様々な地域での生活賃金が存在していたという。アメ リカにおける生活賃金の算出方法の多様性が雇用者(企業)に対して不確かさを与え、生活 賃金運動のメッセージを弱めることにつながったことから、Living Wage Foundation はロンドン 以外では単一の賃金額を設定することにしたとのことである(Lawton and Pennycook (2013) p.15)。
- 30) Hirsch and Moore (2011) p.7.
- 31) 以下の記述は、Hirsch and Moore (2011) pp.8-11 に基づく。
- 32) Hirsch and Moore (2011) p.10.
- 33) 同上
- 34) 同上、pp.10-11.
- 35) 同上
- 36) Living Wage Foundation Homepage "Everything you need to know about the LivingWage"<http://www.livingwage.org.uk/sites/default/files/Everything%20you%20need% 20to%20know%20about%20the%20Living%20Wage%202016.pdf>
- 37) Department for Business Innovation & Skills(2015)"National Living Wage" <https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wag e-nlw>
- 38) Living Wage Foundation Homepage "LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015"

<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>

39) Norgrove, David(2015) "The National Living Wage and National Minimum Wage" https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-national-minimum-wage/> [参考文献]

- 岸 道雄「ロンドン・リビング・ウェイジに関する一考察」『政策科学』第20巻2号、立命館大学政策 科学会、2013年
- 国税庁「平成26年分民間給与実態統計調査」2015年

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2014/pdf/001.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

- 小宮文人「イギリスの全国最低賃金に関する一考察」『北海学園大学法学研究』42(4)、 2007 年<http://hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/123456789/988/1/HOUGAKU-42-4-2.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- 最低賃金法<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO137.html> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- 総合研究開発機構「就職氷河期世代のきわどさ—高まる雇用リスクにどう対応すべきか NIRA 研究報告書、2008 年 < http://www.nira.or.jp/pdf/0801report.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Department for Business Innovation & Skills (2015) "National Living Wage" <https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-livingwage-nlw>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- GLA Economics (2015) "A Fairer London: The 2015 Living Wage in London" <https://www.london.gov.uk/sites/default/files/living-wage-2015.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- GLA Economics (2005) "A Fairer London: The Living Wage in London" <https://www.london.gov.uk/sites/default/files/a_fairer_london.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- GOV.UK Homepage "National Minimum Wage rates" <https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Hirsch, Donald and Rhys Moore (2011) "The Living Wage in the United Kingdom: Building on Success", Citizens UK

<http://citizensuk.org/wp-content/uploads/2011/06/The-Living-Wage-in-the-United-Kingdom -May-2011.pdf >(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

- Lawton, Kayte and Matthew Pennycook (2013) "Beyond the Bottom Line: The challenge and opportunities of a living wage", Resolution Foundation. <http://www.resolutionfoundation.org/wp-ontent/uploads/2014/08/Beyond_the_Bottom_Line _-_FINAL.pdf>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage <http://www.livingwage.org.uk/> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Low Pay Commission (2015) "National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2015" <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413415/The_ National_Minimum_Wage_Low_Pay_Commission_Report_2015.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Norgrove, David (2015) "Low pay, productivity and the National Living Wage", Presentation

material, Resolution Foundation, 15 September, 2015.

<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465113/low _pay_poductivity_and_the_NLW.pdf>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

- Norgrove, David (2015) "The National Living Wage and National Minimum Wage" <https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-nationalminimum-wage/>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- OECD (2015) "Minimum wages after the crisis: Making them pay", *Focus*, May 2015. <http://www.oecd.org/social/Focus-on-Minimum-Wages-after-the-crisis-2015.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)
- Office for Budget Responsibility (2015) "Annex B National Living Wage", *Economic and fiscal* outlook Presented to Parliament by the Economic Secretary to the Treasury by Command of Her Majesty, Cm9088, July 2015.

<http://cdn.budgetresponsibility.independent.gov.uk/July-2015-EFO-234224.pdf> (2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Wills, Jane and Brian Linneker (2012) "The Costs and benefits of the London living wage", School of Geography, Queen Mary University of London. http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/pdf/Livingwagecostsandbenefits.pdf>

(2016年2月12日最終アクセス)

The state of efforts toward living wage in the United Kingdom and implications for Japan

Michio Kishi

Abstract: The number of low-wage workers in Japan has been increasing. This is mainly because Japanese national minimum wages are relatively lower among advanced countries. The efforts toward setting London Living Wage, UK Living Wage, and National Living Wage in the United Kingdom have been vigorously made and they suggest various implications for establishing living wages in Japan in the future.

Keywords: Minimum Wage, London Living Wage, UK Living Wage, National Living Wage